

# 下請契約における建設業者の社会保険等未加入対策について

防衛省で発注する建設工事においては「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づく措置として、以下のとおり行うこととしますのでお知らせいたします。

## (対象業務)

防衛省で発注する全ての建設工事

## (措置概要)

- ① 受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることはできません。
- ② 施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認します。
- ③ 社会保険等未加入の一次下請業者と契約した場合は、制裁金、指名停止及び工事成績評定の減点の措置をとります。
- ④ 全ての社会保険等未加入建設業者を、建設業許可権者に通報します。
- ⑤ 二次以下の下請負人についても、社会保険等加入業者に限定します。

社会保険等未加入業者である二次以下の下請負人が、直ちに工事の施工から排除されることのないよう、一定の期間（猶予期間）を設けた上で、受注者において当該社会保険等未加入業者に対する加入指導を行うことを求めます。

- ⑥ 一次下請以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、受注者（元請業者）に対し、制裁金、指名停止及び工事成績評定の減点の措置をとります。

猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合

## 適用時期

- ①～⑤ 平成29年4月1日以降に入札公告に付す建設工事から適用します。
- ⑥ 平成29年10月1日以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

## その他

①から⑤までの措置に関しては、平成29年4月1日以降、⑥の措置に関しては、平成29年10月1日以降に入札公告に付す「建設工事請負契約書」に記載されます。

防衛省 整備計画局 施設計画課 契約制度企画室  
施設契約審査係 03-3268-3111、03-5366-3111  
(内線) 36448、36449